

# 情報コーナー

県などの情報をお知らせします

**新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更されることがあります。また、施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、各問合せ先にお問い合わせください。**

## 4/1~3/31 住宅用火災警報器の設置状況調査に伴う住宅防火訪問

西春日井広域事務組合消防本部では、豊山町の住宅用火災警報器の設置状況を把握し、今後の普及啓発及び既に住宅用火災警報器を設置している世帯に適切な維持管理の広報を行うため、無作為抽出してお宅を訪問します。

なお、訪問の際は、消防職員が消防手帳を提示し、身分証明を明らかにしてから行いますので、ご協力をお願いいたします。

▼対象期間 4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

### ▼問合せ

西春日井広域事務組合消防本部予防課

☎22・49224

(平日午前9時～午後5時)

## お知らせ 住宅用火災警報器の取付け支援

住宅用火災警報器を購入したものの、取り付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接住民の皆様のお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

### ▼支援内容

申込者が保有する住宅用火災警報器の取付けや取替えを消防職員が行います。

### ▼対象世帯

①65歳以上の方のみの世帯で自ら住宅用火災警報器を設置することが困難である世帯

②身体障がい者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯

### ▼受付・取付時間

平日午前9時～午後4時

### ▼その他

住宅用火災警報器及び取付けに必要なネジ等は、申込者がご自身で用意してください。

### ▼申込み・問合せ

西春日井広域事務組合消防本部予防課

☎22・49224

(平日午前9時～午後5時)

## お知らせ 令和4年度の国民年金保険料

令和4年度の保険料は月額16,590円です。

納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

○納付書の場合は銀行、農協、信用金庫

等他にコンビニエンスストアで納付ができます。

○口座振替の場合は、金融機関等で手続を行ってください。なお、口座振替で毎月の保険料を納める場合、当月分の保険料を当月末に引き落とす「早割」を申し込むと月額50円の割引になります。

○クレジットカード支払いの場合は、年金手帳、クレジットカードを持参の上、年金事務所において手続を行ってください。

○座振替・クレジットカードの引き落とし時期は、金融機関・クレジットカード会社によって異なりますので事前に各会社へご確認をお願いします。

### ▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

住民課住民・年金グループ

☎28・0966(直通)

## お知らせ 国民年金学生納付特例制度

学生の方で国民年金保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例の申請ができます。申請が承認された場合は、保険料の納付が猶予されます。また、申請年度から10年間は追納できます。ただし、所得制限があるため、承認されない場合もあります。

令和3年度に学生納付特例を承認された方で、今年度も同じ学校に在籍する方には、4月初旬から順次日本年金機構から「学生納付特例申請書(はがき)」が郵送されます。必要事項を記入し返送す

ることにより学生納付特例の申請ができます。

### ▼窓口申請が必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票)
- ・本人確認書類
- ・学生証もしくは学生証の写し(両面)

代理人が申請される場合は、委任状、代理人と被保険者の本人確認書類も必要になります。

### ▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

住民課住民・年金グループ

☎28・0966(直通)

## お知らせ 年金手帳を基礎年金番号通知書に変更

令和4年4月から年金手帳は、基礎年金番号通知書に変わります。左記対象の方には、基礎年金番号通知書が発行されます。

### ▼対象者

- ・令和4年4月以降、新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により再発行を希望する方

※すでに年金手帳をお持ちの方には、基礎年金番号通知書の発行は行いません。引き続き、年金手帳を大切に保管してください。

※年金に関する照会や申請には、マイナンバーもご利用いただけます。

### ▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎052・524・6855